

日本法令外国語訳整備 プロジェクトについて

令和3年3月
法務省



意義

- ① 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）
- ② 対日投資の促進
- ③ 我が国に対する国際理解の促進
- ④ 法整備支援の促進
- ⑤ 在日外国人の日常生活上の便宜

経緯

H16. 6 内閣の司法制度改革推進本部・国際化検討会において法令外国語訳整備に関する検討を開始

- 政府として明確に法令外国語訳の推進に取り組むことを決定

H17. 1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を設置（当初は内閣官房に設置。その後、法務省に移管）

H21. 4 「**日本法令外国語訳データベースシステム**」の運用開始

- 法務省が運営する専用ホームページの運用開始
- 当初は既存の約200法令の翻訳公開からスタート

H31. 3 有識者会議「**日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議**（H30. 12 立上げ）」が提言（「**日本法令の国際発信ビジョン2019**」）を取りまとめ

R1. 7 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」でビジョン会議提言を報告。同提言を踏まえて対応していく方針を確認

R1. 12 ビジョン会議提言を踏まえ、政府の取組の「**司令塔**」となる「**日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議**」を立ち上げ、以降、会議を開催

現 状

専用ホームページを運用 「日本法令外国語訳データベースシステム(JLT)」

- ・ **約780**の法令の英語訳を公開
- ・ 一日当たり平均**10万回以上**のページアクセス
- ・ **世界86以上**の国や地域からアクセスあり



翻訳のルールとなる省庁統一的指針を公開

- ・ 「法令用語日英**標準対訳辞書**」(約**3800用語**登載)
- ・ 「法令翻訳の**手引き**」(法令翻訳の際に注意すべき点を取りまとめた手引き書)

法令用語日英標準対訳辞書
(平成31年3月改訂版)

Standard Legal Terms Dictionary
(March 2019 Edition)

日本法令外国語訳データベースシステム 画面サンプル

1 HPトップ画面

Click!

法令検索

辞書検索

文脈検索

ご利用上の注意

- 翻訳について
この日本法令外国語訳データベースシステムに掲載している全ての翻訳は、公定訳ではありません。法が加力をするのは日本語の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このペーの利用に伴って発生した損害について、一切の責任を負いませんので、法律上の問題に關しては、官報に掲載された日本語の法令を参照してください。
- 『暫定訳』について
法令名が『暫定訳』と表示されている翻訳は、ネイティブや法令翻訳専門家によるチェック及び修正前の翻訳であり、今後、修正される場合があります。
- 引用、複製、転載について
この日本法令外国語訳データベースシステムに掲載しているデータは、利用規約に則い、引用し、複製し又は転載して差し支えありません。

「辞書検索」で訳語も検索できます

3 翻訳法令閲覧画面

Click!

商標法
法令番号: 昭和三十四年法律第二十号
最終更新: 平成二十七年法律第五十五号 改正

Trademark Act
Law number: Act No. 121 of 1959
Last Version: Amendment of Act No. 55 of 2015

目次

- すべてチェック
- すべて外す
- 目次
Table of Contents
- 第一章 総則
Chapter 1 General Provisions
- 第一条 (目的)
Article 1 (Purpose)
- 第二条 (定義等)
Article 2 (Definitions)

ファイル形式を選択してください

ご利用URL: <http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail>

この翻訳は正文ではありません。誤りはこちらを参照してください。

PDFデータはこちらからダウンロードできます。

「日英交互」など4種類の画面表記があります

2 翻訳法令検索画面

Click!

法令検索

法令名で検索

法令番号で検索

分野で検索

経典語間で検索

検索

クリア

検索対象: 過去の法令データを含む 本翻訳法令の法令名を含む 暫定訳を含む

法令名の先頭の読みがなやアルファベット・数字のボタンをクリックしても検索できます。

五十音順や分野別で翻訳法令を検索できます
(「産業」、「民事・商事」...etc)

4 翻訳法令ダウンロード例

第一章 総則
Chapter I General Provisions

(目的)
(Purpose)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

Article 1 The purpose of this Act is, through the protection of trademarks, to ensure upholding the reputation of businesses of persons who use trademarks, thereby contributing to the development of the industry and the protection of the interests of consumers.

(定義等)
(Definitions)

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

Article 2 (1) "Trademark" in this Act means, among those which can be perceived by people, any character, figure, sign or three-dimensional shape or color, or

PDFやWord形式等でダウンロードできます

現在の体制

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議

【議長】法務省大臣官房司法法制部長

【構成】19府省庁の官房長・審議官クラス

【内容】

- 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
- 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

【R1.12 新設】

議長・構成・内容については
P. 10を参照

幹事会

【議長】法務省大臣官房
司法法制部司法法制課長

【構成】19府省庁の課長クラス

【内容】
「翻訳整備計画」のフォローアップ等

日本法令外国語訳推進会議

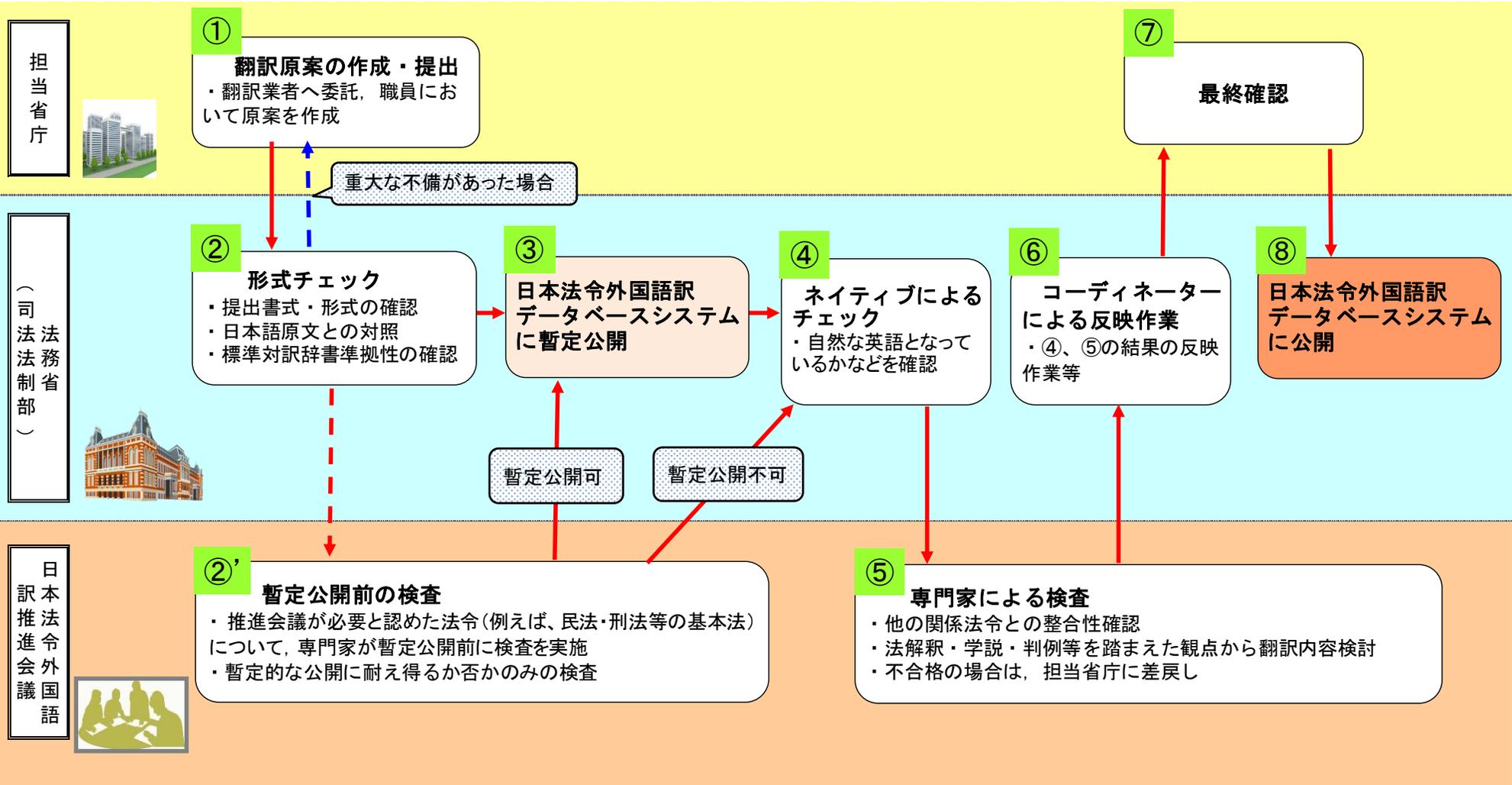
【座長】阿部博友 一橋大学大学院法学研究科教授

【構成】学者11名，弁護士7名，外国法事務弁護士2名

【内容】

- 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
- 「日英標準対訳辞書」，「法令翻訳の手引き」の検討

業務のフロー



政府の最重要施策としての位置付け 1

- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太の方針)(令和2年7月 閣議決定)**
「司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する」
- ✓ **成長戦略フォローアップ(令和2年7月 閣議決定)**
「法令の外国語訳の迅速化(機械翻訳の活用を含む)及び法令翻訳の公開用ホームページの機能の強化に取り組む」
- ✓ **対日直接投資推進会議決定**
「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」
(平成28年5月)
対日直接投資を呼び込むため、
 - ①高品質を維持するためのチェック体制を構築し
 - ②2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳の公開を目指す
- 「**地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム**」(平成31年4月)
AIの活用等、法令の外国語訳の抜本的加速に向けた方策や、よりユーザー目線に立った翻訳提供の在り方を検討する

政府の最重要施策としての位置付け 2

✓ 経協インフラ戦略会議決定

○ インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月)

「我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、(中略)このような英訳を海外に発信することを通じ(中略)我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備」

✓ 知的財産戦略本部決定

○ 知的財産推進計画2020(令和2年5月)

「我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正の概要情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した**迅速な翻訳のための体制整備**(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と**利便性の高い利用環境整備**を推進し、より効果的・積極的に海外発信する」

近時の取組①

① 政府の取組の「司令塔」となる官民会議体を新たに立上げ

・R1. 12. 4

「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第1回 開催

座長 東京大学名誉教授 柏木 昇

民側構成員

- 一般社団法人日本経済団体連合会・
経済法規委員会企画部会長
- 欧州ビジネス協会・副会長
- 国際商取引学会・会長
- 在日米国商工会議所・副会頭
- 日米法学会・評議員
- 日本商工会議所・特別顧問
- 日本弁護士連合会・会長

官側構成員

- 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
- 内閣府対日直接投資推進室長
- 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
- 法務省大臣官房司法法制部長
- 外務省国際法局長

オブザーバー

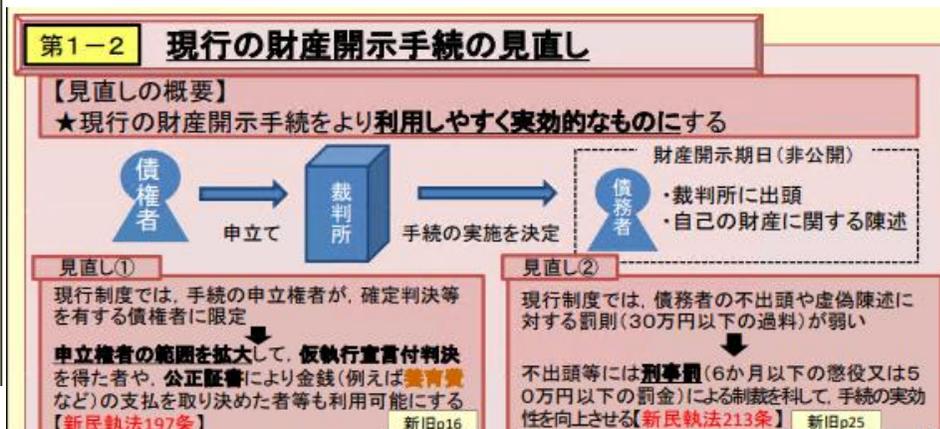
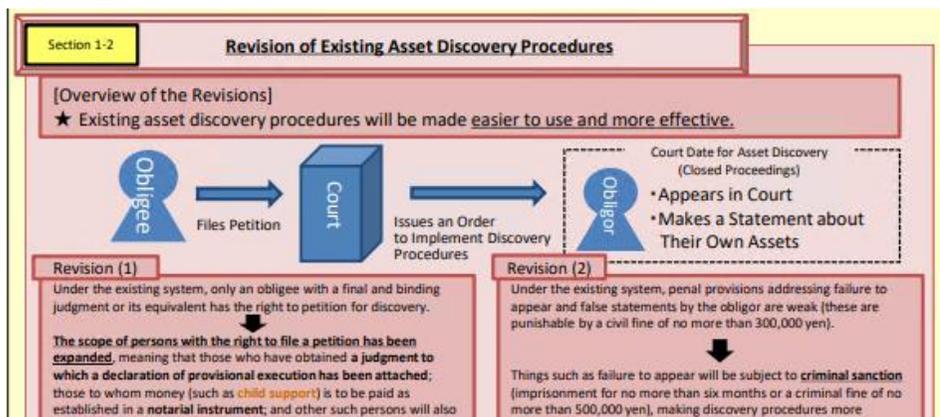
- 独立行政法人日本貿易振興機構・理事
- 日本法令外国語訳推進会議・座長

近時の取組 ②

- ② 先行的取組として、「**法令概要情報**」の**翻訳提供**を開始
 - ・ R1. 9～ 法務省が、「改正法律の概要情報」の英訳公開を開始
 - ・ R1. 10～ 法務省が、「国会提出法案の概要情報」の英訳公開を開始

改正法律の概要情報(例)

民事執行法等一部改正法(R1.5成立)



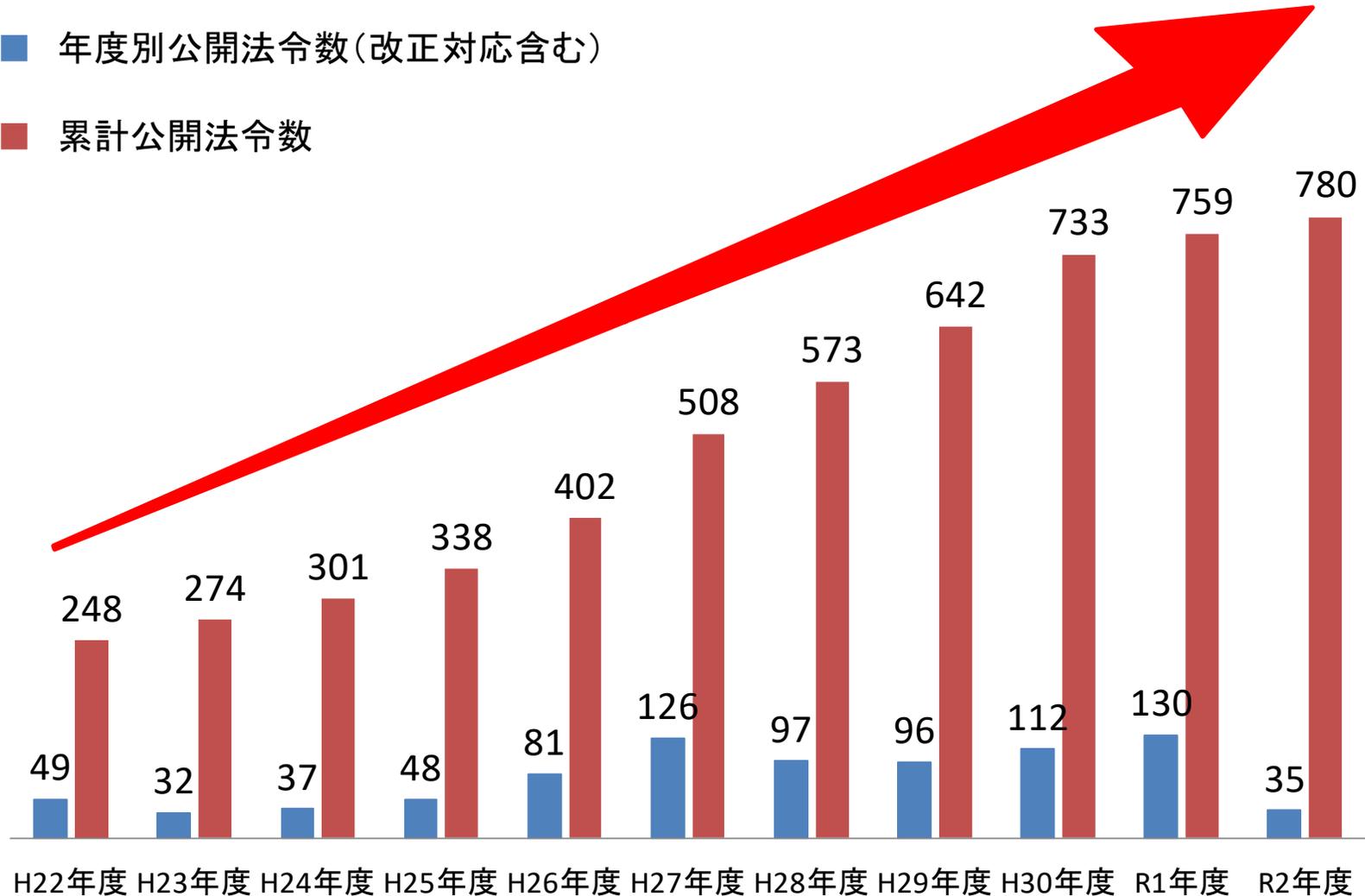
- ③ 関係各府省庁で、**翻訳の迅速化**を図る取組の検討開始
(例えば、法務省では、省内タスク・フォースを立上げ、改正法成立後即日の翻訳公開を実施)
- ④ 最新法文・翻訳ルールへのアップデートのため、**総点検作業**を実施
- ⑤ 翻訳工程における**AI翻訳の導入可能性**につき本格調査を開始

統計資料

日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数

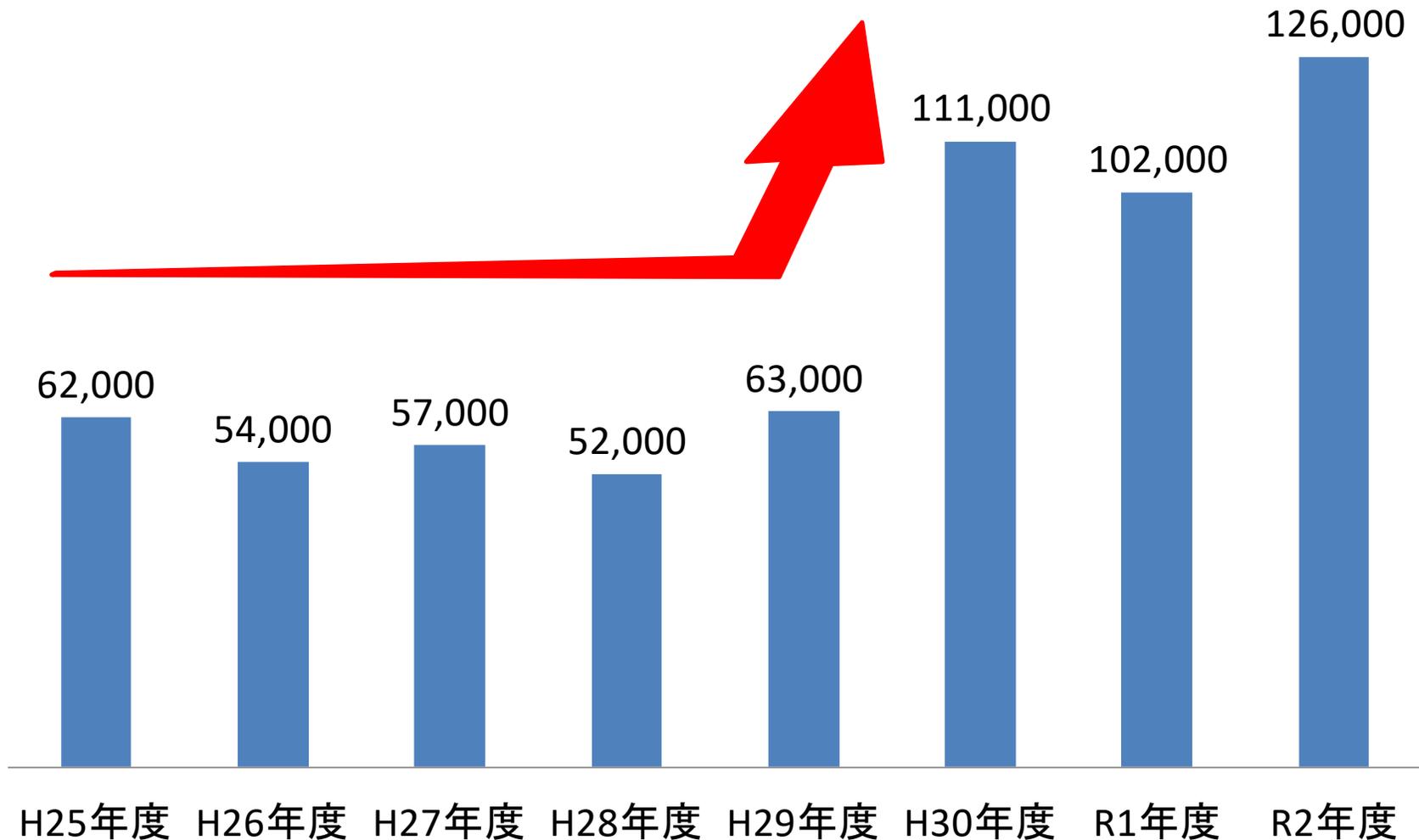
■ 年度別公開法令数(改正対応含む)

■ 累計公開法令数



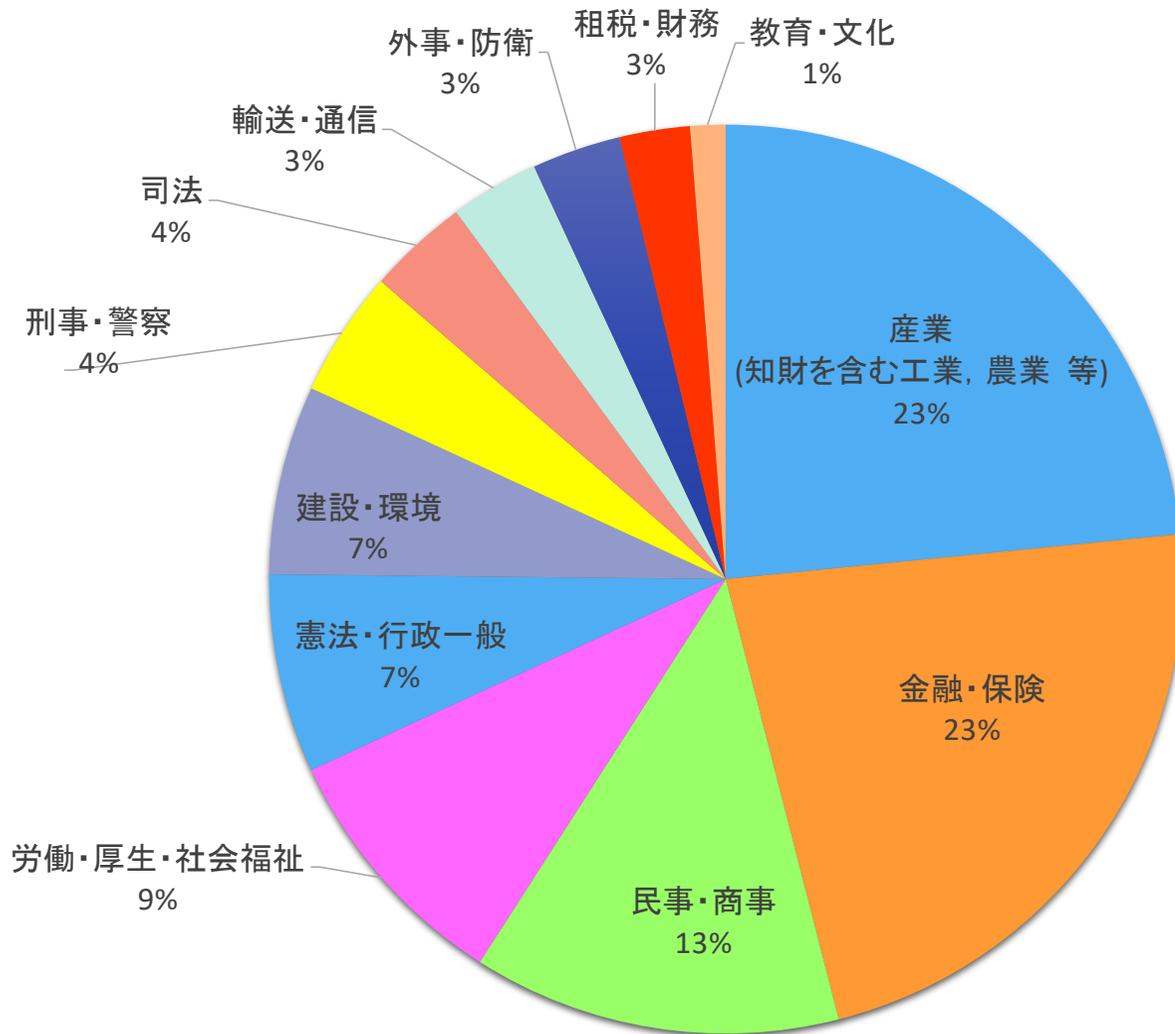
※ 令和2年9月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム 1日当たり平均ページアクセス数



※ 令和2年9月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム 分野別の公開翻訳法令の現状



※複数の分野に重複する場合もあり。また、告示・通達は含まない。
※令和2年9月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状1

アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から
令和2年9月末までのアクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	商品取引所法
3	銀行法
4	会社法(第五編第六編第七編第八編)
5	民法(第一編第二編第三編)
6	民事再生法
7	中小企業等協同組合法
8	租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分)
9	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
10	特許法

令和元年10月から令和2年9月末までの
アクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	金融商品取引法
3	保険業法施行規則(第一編から第二編第五章まで)
4	保険業法施行規則(第二編第六章以降)
5	民法(第一編第二編第三編)
6	貸金業法施行規則
7	出入国管理及び難民認定法
8	公認会計士法施行規則
9	銀行法
10	金融商品取引業等に関する内閣府令

日本法令外国語訳データベースシステム 法令外国語訳の現状2

アクセスの多い上位20カ国・地域

1	日本	85.1%
2	中国	1.4%
3	ドイツ	1.3%
4	ブラジル	1.1%
5	タイ	1.0%
6	オーストラリア	0.9%
7	ロシア連邦	0.8%
8	イタリア	0.6%
9	米国	0.6%
10	インド	0.5%

11	フランス	0.5%
12	シンガポール	0.4%
13	ポーランド	0.4%
14	カナダ	0.4%
15	メキシコ	0.3%
16	イギリス	0.3%
17	台湾	0.3%
18	インドネシア	0.3%
19	オランダ	0.3%
20	トルコ	0.2%

⇒ **世界86以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はドメインを基に算出したもの。

※令和2年9月末時点の数値